

岐南町告示第83号

令和7年第2回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月19日

岐南町長 後藤友紀

記

1. 期 日 令和7年5月30日

2. 場 所 岐南町議会議場



○議事日程

令和7年5月30日（金） 第1日

- | | | |
|-----|----------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 会期の決定について | |
| 第 3 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岐南町税条例の一部を改正する条例) |
| 第 4 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 第 5 | 議案第31号 | 岐南町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第32号 | 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第33号 | 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第34号 | 令和7年度岐南町一般会計補正予算について |
| 第 9 | 議案第35号 | 令和7年度岐南町介護保険特別会計補正予算について |
| 第10 | 議案第36号 | 令和7年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算について |
| 第11 | 議案第37号 | 町道路線の認定について |
| 第12 | 同意第 1 号 | 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について |
| 第13 | 選 第 1 号 | 木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の選挙につ |

いて

(町長の推薦に基づき選挙する議員)

○諸般の報告

1. 一般会計繰越明許費繰越計算書について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10 名

1 番	広 瀬 恵理子 君
2 番	加 藤 雅 浩 君
3 番	長谷川 淳 君
4 番	村 山 博 司 君
5 番	松 本 暁 大 君
6 番	三 宅 祐 司 君
7 番	松 原 浩 二 君
8 番	櫻 井 明 君
9 番	渡 邊 憲 司 君
10 番	木 下 美津子 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後 藤 友 紀 君
副 町	長	傍 島 敬 隆 君
教 育	長	野 原 弘 康 君
総 合 政 策 部	長	安 田 悟 君
総 務 部	長	服 部 貴 司 君
こ ど も 未 来 部	長	三 輪 学 君
健 康 福 祉 部	長	堀 場 康 伸 君
住 民 部	長	小野木 崇 夫 君
基 盤 整 備 部	長	板 橋 篤 志 君

会 計 管 理 者 井 上 哲 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 摂 田 真 広
書 記 高 木 明 美

開会

午前10時02分 開会

○議長（櫻井 明君） ただいまから令和7年第2回岐南町議会定例会を開会いたします。

開議

○議長（櫻井 明君） これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において1番 広瀬恵理子議員及び2番 加藤雅浩議員を指名いたします。

○議長（櫻井 明君） 次の日程に入る前に、理事者より諸般の報告があります。

理事者のご説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 皆さん、おはようございます。

諸般の報告を申し上げます。

一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告をさせていただきます。

令和6年度岐南町一般会計予算において、繰越明許費として3億3,583万557円を令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

繰り越しました事業につきましては、総務費におきまして公平委員会審査請求に係る顧問弁護士委託、防災倉庫解体・新防災備蓄倉庫建設事業、定額減税補足給付金給付事業、住民情報システム改修事業を、民生費におきまして総合健康福祉センター非常用発電機修繕、エネルギー・食料品価格等高騰支援給付金給付事業、子供に対する

生活支援金給付事業を、消防費におきまして消防ポンプ自動車購入を、教育費におきまして学校施設改修事業でございます。以上でございます。



第2 会期の決定について

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第2、会期についてお諮りします。今回の定例会の会期は、本日から6月20日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。



第3 承認第2号から第12 同意第1号まで

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第3から日程第12まで、専決2件、岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ほか議案7件を一括議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 理事者側の説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

今回、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、岐南町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日に専決処分したものでございます。

主な改正内容といたしまして、個人住民税につきましては、物価上昇における税負担の軽減や就労調整への対応といたしまして、給与所得控除を10万円引き上げるほか、特定親族特別控除を創設し、配偶者特別控除と同じように一定の所得を超えた場合に控除額がゼロになるのではなく段階的に減っていく仕組みとなりました。

そのほかに、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定扶養控除、ひとり親控除、勤労学生控除においても所得要件を10万円引き上げ、令和8年度賦課の住民税から適用するものでございます。

固定資産税につきましては、マンションの長寿命化の観点から、令和7年4月1日から令和9年3月31日の期間に長寿命化に資する大規模修繕工事を施工した場合に、

住宅耐震改修に伴う固定資産税減税申告書の提出がなくても施工年度の翌年度に課税される建物部分の固定資産税の3分の1を減額するものでございます。

軽自動車税につきましては、原動機付自転車のうち二輪のもので総排気量が125cc以下、かつ最高出力が4.0キロワット以下のものについて、ナンバープレートを白色とし、税額2,000円とするものでございます。

最後に、たばこ税につきましては、加熱式たばこの課税方式について、国のたばこ税の見直しに合わせて、従来の重量と価格の課税方式から重量のみの課税方式に改正するものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日から施行するものを基本とし、個人住民税については令和8年1月1日から、たばこ税については令和8年4月1日から施行するものでございます。たばこ税については、激変緩和措置のため令和8年4月1日以降及び令和8年10月1日以降の2段階で課税方式の見直しを実施するものでございます。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

今回、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日に専決処分したものでございます。

主な改正内容につきましては、課税額のうち賦課限度額において保険税の基礎賦課額に係る賦課限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、関係法令の整備に伴う改正といたしまして、低所得者の保険料軽減判定基準額について、5割軽減の対象の場合は被保険者の数に乘ずる判定額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の対象の場合は54万5,000円から56万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象を拡大するものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第31号 岐南町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、マイナ保険証の導入に伴う被保険者証の返還を求める規定が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、条例第9条の被保険者証の返還を求める規定を削除するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第32号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、家庭的保育事業者等が確保しなければならない連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合において、保育内容の支援については、小規模保育事業者、事業所内保育事業者との連携を可能とし、代替保育については、その確保を不要とするものでございます。

また、条例第6条第1項に規定する連携施設を確保することが著しく困難であると認める場合に、連携施設を確保しないことができるとする経過措置の期間が令和7年3月31日までと規定されていたものを令和12年3月31日までとするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第33号 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、特定地域型保育事業者が確保しなければならない連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合において、保育内容の支援については、小規模保育事業者、事業所内保育事業者との連携を可能とし、代替保育についてはその確保を不要とするものでございます。

また、条例第42条第1項に規定する連携施設を確保することが著しく困難であると認める場合に、連携施設を確保しないことができるとする経過措置の期間が令和7年3月31日までと規定されていたものを令和12年3月31日までとするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第34号 令和7年度岐南町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ6,438万4,000円を増額し、96億1,438万4,000円にいたしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、民生費におきまして、うれしの認定こども園未満児棟増築工事に係る保育施設整備事業補助金2,077万4,000円、備品購入費161万

5,000円の増額、教育費におきまして、次期校務支援システム導入業務委託料657万円、郡教育委員会負担金281万3,000円、西小学校の電話設備に係る学校施設改修工事793万2,000円、岐南中学校屋外トイレ改修工事に係る設計業務委託料173万2,000円の増額、また、各費目にわたり職員の人事異動に伴う人件費の増額をいたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金におきまして、保育所等整備事業補助金1,846万6,000円、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金516万7,000円の増額、寄附金におきまして、教育総務費寄附金3万1,000円の増額、繰入金におきまして、介護保険特別会計繰入金1,821万9,000円、森林環境譲与税基金繰入金160万円の増額、繰越金におきまして、2,090万1,000円を増額し、財源といたすものでございます。

続きまして、第2条の債務負担行為の補正につきましては、令和8年度を事業期間とした次期校務支援システム導入業務に係る限度額を計上いたすものでございます。

次に、議案第35号 令和7年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ5,088万2,000円を増額し、21億5,510万3,000円にいたしたいものでございます。

歳出の内容につきましては、令和6年度保険給付費等の精算に係る償還金として3,266万3,000円、令和6年度一般会計繰入金の精算に係る繰出金として1,821万9,000円を増額いたしております。

これに対する歳入につきましては、繰越金として5,088万2,000円を増額し、財源といたすものでございます。

次に、議案第36号 令和7年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ523万8,000円を増額し、2億8,252万8,000円にいたしたいものでございます。

歳出の内容につきましては、教育費におきまして、職員の人事異動に伴う職員手当等の増額をいたしております。

これに対する歳入につきましては、負担金として523万8,000円を増額し、財源といたすものでございます。

次に、議案第37号 町道路線の認定についてご説明を申し上げます。

本案件は、開発行為に伴い令和7年5月に土地の帰属を受けたことから、道路法第8条第2項の規定により、当該道路の認定について議会の議決を求めるものでござい

ます。

最後に、同意第1号 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についてご説明を申し上げます。

羽島郡二町教育委員会委員の羽田野正史氏の任期が令和7年7月24日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命するため、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、令和11年7月24日までの4年間とするものであります。

以上、議員の皆様には慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第12、羽島郡二町教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。

本案については、既に説明を聴取しておりますので、直ちに質疑を行います。

同意第1号の質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

同意第1号に対する討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。本件は、町長の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、本件は町長の任命に同意することに決定いたしました。

————— ◇ —————

第13 選第1号

○議長（櫻井 明君） 次に日程第13、木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2号の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと
思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、指名は議長によって行うこと
に決定いたしました。

これより指名いたします。町長の推薦に基づき選挙する議員には、板橋篤志基盤整備
部長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました板橋篤志基盤整備部長
を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたします板橋
篤志基盤整備部長が木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選されました。

当選されました板橋篤志基盤整備部長が議場におられますので、本席から会議規則
第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

————— ◇ —————

休会

○議長（櫻井 明君） お諮りします。明31日から6月3日までの4日間、議案調査の
ための休会としたいとします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、明31日から6月3日までの4
日間、議案調査のため休会とすることに決定いたしました。なお、次回の会議は6月
4日午前10時に開きます。

————— ◇ —————

散会

○議長（櫻井 明君） 本会はこれをもって散会といたします。

午前10時22分 散会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

広 瀬 恵理子

岐南町議会議員

加 藤 雅 浩